

### 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の支給

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

この特別弔慰金は、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付します。

▼支給対象者  
 ・平成27年4月1日（基準日）に、**「恩給法による公務扶助料」**や**「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」**等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいないご遺族  
 ※ご遺族の方でも先順位のご遺族お一人に支給  
 ▼支給内容  
 額面25万円、5年償還の記名国債  
 ▼請求期限  
 平成30年4月2日（請求期限を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなります）

### 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証 なくした、汚した、破れたときは

国民健康保険被保険者証、または後期高齢者医療被保険者証をなくした方、汚れたり破れたりして使えなくなった保険証をお持ちの方は、市役所市民課または白里出張所の窓口で再交付が可能です。

なお、後期高齢者医療被保険者証の再交付を白里出張所で申請した場合は、後日の交付になりますのでご注意ください（市役所市民課で申請の場合は、その場で交付）。

◆申請時に必要なもの  
 ・本人確認できるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）  
 ・汚損した場合はその保険証がわかるもの  
 ・マイナンバー（個人番号）  
 ・同一世帯以外の方が申請する場合は委任状と印かん（朱肉を使うもの）が必要で（申請書を預かり、郵送により交付する場合があります）。

### 介護保険サービス事業者を公募します

市では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険施設や地域密着型サービス事業所の基盤整備を進めています。

介護保険制度において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を行う事業者を募集します。詳細は市ホームページをご覧ください。

▶受付期間＝10月3日(月)～28日(金)16時まで  
 ▶提出場所＝高齢者支援課介護保険班（本庁舎1階）  
 ▶公募する介護保険サービス事業  
 ・整備年度＝平成28年度  
 ・サービス事業名＝定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
 ・整備数＝1事業者  
 申・関高齢者支援課介護保険班  
 ☎0475(70)0309

▼請求に必要な主な書類  
 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書  
 ※マイナンバーの記入が必要になりました

・第十回特別弔慰金国庫債券  
 ・戦没者等の遺族の現況等についての申立書  
 ・特別弔慰金請求同意書（同順位者がいる場合）  
 ・戸籍書類等

※請求者の状況により、提出していただく書類が異なりますので、詳細は問い合わせください

申・関社会福祉課社会福祉班  
 ☎0475(70)0330

### 原爆被爆二世健康診断を実施します

千葉県では、原爆被爆二世の方を対象に健康診断を実施します。

▼対象者  
 原爆被爆者の実子で、県内に住所を有し、受診を希望される方

▼実施期間  
 平成29年2月28日(火)まで

▼申込期限  
 平成29年1月31日(火)必着

▼申込方法  
 受診を希望される方の住所・氏名・生年月日・電話番号および被爆者で

### 特定健康診査(国保・社保・健康診査(後期)をまだ受診していない方は、大網病院で個別受診できます

▼対象  
 市役所またはご加入の保険組合から受診票が届いた方

▼対象の方は、ご加入の保険組合によっては受診できない場合があります

▼検査日  
 毎週(月)・(水)・(金)13時30分～

※平成29年3月31日(金)まで  
 ▼人数  
 毎回10人まで

▼受診方法(完全予約制)  
 ①受診票が届いたら、大網病院に電話予約する。  
 ※予約の受け付けは、祝日を除く(月)8時30分～17時

②受診の当日、健診受診票、保険証、一部負担金を持参する。  
 ③受診終了後、大網病院に一部負担金を支払う。

▼その他  
 特定健康診査・健康診査(個別健診)と併せて、大腸がん検診、肺がん・結核検診、前立腺がん検診、胃の健康度検査(ABC検診)も受診できます。

負担金などの詳細は、問い合わせください。

申・関市立大網病院地域連携室  
 ☎0475(70)1082

### ねんきんナビ

#### 高齢基礎年金額を増やしませんか？ —任意加入制度—

国民年金の老齢基礎年金額は、満額780,100円(平成28年度)です。これは、20歳～60歳までの40年間の国民年金保険料を完納していることが必要となります。

昭和61年3月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成3年3月以前の学生の方は、国民年金への加入が本人の意思で決められていました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により保険料を納められなかった期間がある方は、それに応じて年金額も少なくなります。

厚生年金・共済組合に加入していない方は、本人の申し出により60歳～65歳未満の5年間、保険料を納めることで、65歳から受け取れる老齢基礎年金額を増やすことができます。

▶対象  
 ①～③の条件をすべて満たす方  
 ①国内に住所を有する60歳～65歳未満の方  
 ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方  
 ③20歳～60歳までの保険料の納付月数が480月未満の方

▶保険料  
 月額16,260円(平成28年度)  
 ※納付方法は、原則口座振替となります  
 ▶手続方法  
 年金手帳、口座振替を希望する金融機関の通帳・届出印、本人確認できるものを持参の上、市民課で手続きしてください。

申・関千葉年金事務所 ☎043(242)6320  
 市民課国保年金班 ☎0475(70)0334

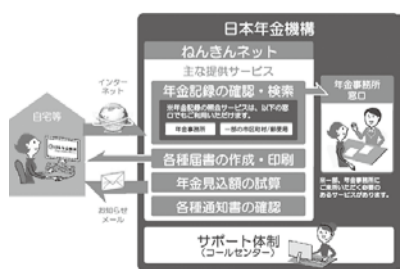
#### ◆ねんきんネットを活用しませんか？◆

ねんきんネットは、インターネットを活用して年金加入記録の照会、年金見込額の試算、持ち主の分からない記録の検索など年金に関する便利なサービスを利用することができます。

なお、届出書の作成やスマートフォンにも対応していますので、ぜひ、ご活用ください。

※インターネット環境が整備されていない方は、市役所または年金事務所でも本人確認の上、年金加入記録をお渡しできます

URL [http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)



### 高齢者の相談窓口

### 地域包括支援センターだより ～在宅介護支援センターの活動から～

市内にはふれあいいきいきサロンや老人クラブが多数あります。その中のいくつかの会場に地域包括支援センターの保健師や社会福祉士、在宅介護支援センターの職員が健康相談や健康講話等の派遣依頼を受け、参加しています。

▶健康相談  
 保健師が一人ずつ血圧測定をし、健康相談を行います。

▶健康講話  
 月替わりでテーマを決めて講話を行っています。7月の健康講話はフットケアについてお話ししました。閉じこもり予防、転倒予防のためにも、足指の健康を保つことがねらいです。足指力計測機で足指力チェックを実施し、身体全体を支えている足のお手入れが大切なことを説明し、足指や足裏のマッサージ法や足指を鍛えるための足指じゃんけんを紹介しました。

ふれあいいきいきサロンや老人クラブといっても活動はさまざまです。屋外で開催していたり、ボランティアの方の手作りの食事を参加者で味わったり、三味線やフラダンスの企画等、皆さん工夫して楽しんでいます。

ひとり暮らしの方や、家族がいても日中ひとりきりで過ごす方にもおすすめ。高齢者の方が地域でいきいきと元気に暮らしていくため、健康寿命を延ばすためにも、どうぞお近くのふれあいいきいきサロンや老人クラブに参加してみたいかですか。

◎在宅介護支援センターは、地域と高齢者をつなぐ窓口として、日常生活に関するさまざまな質問・相談を受け付けています。自宅等に訪問することもできますのでお気軽にご相談ください。

#### 関地域包括支援センター

☎0475(70)0439  
 FAX 0475(70)1093  
 在宅介護支援センターおおもみ緑の里  
 ☎0475(73)5146  
 在宅介護支援センター杜の街  
 ☎0475(70)1666

申・関千葉年金事務所 ☎043(242)6320  
 市民課国保年金班 ☎0475(70)0334